

農村領域における樹木をめぐる問題 ナイジェリアの事例

著者	増田 美砂
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アフリカレポート
発行年	1997-09
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00008435

農村領域における 樹木をめぐる問題

ナイジェリアの事例

増田美砂

本稿は平成5～7年度「西アフリカ準平原の源流小水域の土壌と農林生態系の再生」に関する科学研究費学術調査(代表:廣瀬昌平)における筆者の経験に依拠している。これは現在、Phase IIとして平成8～9年度科学研究費学術調査(代表:若月利之)へと引き継がれており、いずれも同一地域、すなわち図1に示されているナイジャ州ビダの南部にある農村集落を対象とし、水田を核とするアジア型土地利用システムの技術移転により、地域の環境劣化に歯止めをかけることを目的に掲げている。その成果に関してはすでに刊行されている報告書に譲るとして(廣瀬・若月, 1997)、ここでは水田造成に付随して行なわれた土地利用に関する調査結果をもとに、農村領域を対象とする樹木作物導入の重要性とその際の問題点について考察したい。

1 林地と森林の乖離

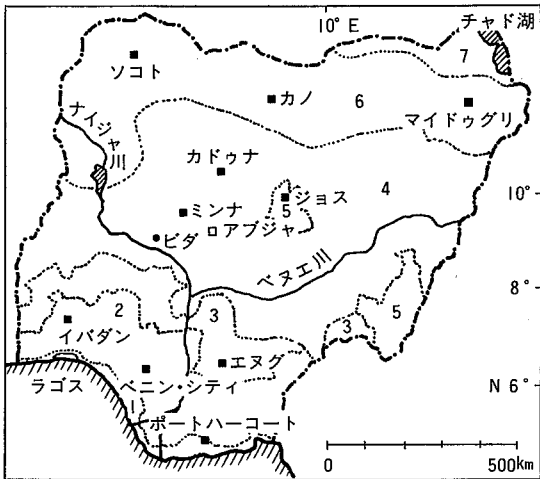
林野率といったときに、土地利用区分としての林地の比率なのか、それとも森林に覆われた部分を表すのかが問い返されることはまずないであろう。日本では両者はほぼ一致しており、林地には森林があり、林地外には森林がない。ところが発

展途上国では両者はしばしば乖離する。地図上に林地とあっても実際には森林がない。あるいは林地外にも森林が分布する。

林地として利用区分がなされている部分は、国有化されていることが多い。それは植民地期に端を発しており、宗主国を同じくする地域では、類似した林野行政機構がみられる。本国に林業体系を欠いていた英国やオランダの植民地政庁は、19世紀半ばに相次いでドイツから森林官や研究者を招聘し、山林局の組織づくりや基盤整備を行なった。こうした植民地期に確立した国有林地では、境界や林班の測量とともに経営計画の策定がなされ、一般に林地と森林がさほど乖離することなく今日に至っている。

ところが第二次大戦後、木材の国際市場の形成とともに熱帯林の開発が加速化するにつれ、植民地期には手つかずであったところへ、地図上の線引きだけの国有林化が展開した。この傾向は、ことに日本という強大な市場に隣接した東南アジアの熱帯雨林帯に顕著にみられる。それに対し、経済資源としての重要度の低い西アフリカのサヴァナ帯では、こうした重機で植生を引き剥がすようなかたちではなく、森林の劣化は専ら気候変動や

図1 ナイジェリアの主要都市および植生区分



□連邦首都 ■主要州都 1 海岸林およびマングローブ林 2 湿潤低地林 3 森林-サバナ混交林 4 ギニアサバナ 5 山地林 6 スーダンサバナ 7 サヘル

(出所) K. M. Barbour, et al. ed., *Nigeria in Maps*, London: Hodder and Stoughton, 1982, p.25.

人口および居住区域の拡大という長期的な過程の中で、緩やかに進行してきた。

ナイジェリアにおける林地面積は、国土のわずか9.8%にすぎない。その内訳は、植民地時代に囲い込まれた国立公園と公有林 (forest reserve) であるが、後者の実態についてはそれぞれの州に赴かない限り把握できない。調査地のナイジャ州では小面積の公有林が州内に分散し、多くはチーク (*Tectona grandis*) やメライナ (*Gmelina arborea*) などの若齢人工林である。したがって将来的にはともかく、現状では公有林は木材生産にほとんど貢献していない。一方天然林の保全や野生動物保護にかかわる制度的枠組は、9.8%の林地のさらに30%程度の国立公園にしか見いだせない。

ナイジャ州で木材を産出しているのは、こうした制度として保証されている森林ではなく、農村集落の領域内にある休閑地や二次林である。これらの森林は将来の開墾に備えての予備地というだけでなく、非木材林産物や薪炭材、用材をもたらす。前二者の生産の担い手は農民である。これ

に対し、用材については農民は生産手段、すなわちチェーンソーやトラックを保有せず、しかも伐採業者によって生産された材のロイヤルティは、その領域に対して慣習的権利を有する人々ではなく、州政府に支払われることとなっている。すなわち、政府にとってのこれらの二次林とは、森林のある限り本来は国有化を推進すべきところ独立以降その過程が滞っている、いわば保留地という位置づけなのである。

農民は木材生産から制度的に疎外されており、したがって用材資源の保全には関心をもちない。伐採業者は随時集落の領域に労働者を送り込み、生産材をもち出す。製材工場における聞き取りでは、耐久性や審美性にすぐれたアフリカマホガニー (*Khaya senegalensis*) は枯渇化に向かい、*Danielia oliveri* のような従来は見向きもされなかった樹種に頼らざるをえないということであった。

2 森林保全の枠組と開発援助

既存の林地においてさえ、必ずしも森林が保全されているわけではないナイジェリアでは、農村領域内の二次林の重要性は、林産物生産だけでなく水源涵養や土壌、生物多様性の保全といった範囲にも及んでいる。ところがその保護や改善にかかわる枠組は、国有林地の上に組み立てられた現行制度の中には見いだせない。そもそも施策を講じる際の前提となる実態についても、よくわかっていない。

問題はことナイジェリアに限らない。日本でも農や林という縦割りが行政機構だけではなく研究機関をも支配しており、開発援助も自ずとその延長上に位置づけられてくる。ナイジェリアでは9.8%という国有林地面積のこれ以上の拡大が望めない以上、農村領域内に残された森林資源を対象と

した施策や援助が必要とされているにもかかわらず、これまで見る機会をえた林業関連の開発援助は、いずれも国有林地に対する植林に限定されていた。日本も1986年から91年にかけて、カドゥナ近郊に外来早成樹種を中心とした試験林の造成を行なったが、日本人の引き揚げた4年後に現場を訪れたところ、施設も植林地もすでに崩壊に向かってるように見受けられた。

土地利用システムを総合的に捉えようとするアプローチは、アグロフォレストリーの名称のもと、むしろ発展途上国の間で普及してきている。ナイジェリアでは、林業関係者によるアグロフォレストリーは依然としてタウンヤ法、すなわち国有林内における植林に農業間作を組み合わせた造林システムの域を出ないが、州ごとにおかれているADP (Agricultural Development Project, 農業改良普及事業に相当)にはアグロフォレストリーが組み込まれ、農村領域における樹木作物の導入に取り組んでいる。しかし建前はともかく、限られた財源の中では食糧増産を最優先せざるをえず、ナイジャ州を見る限り、苗畑で細々と生産した苗木を地域住民に販売する以外、これといった成果は上がっていない。

3 農村領域における樹木作物の導入をめぐる問題

農民を担い手とした樹木作物導入の仕組みを考察する際の最も困難な問題は、元手のないところからいかにして始めるかという点であろう。加えて半乾燥地を対象とするなら、乾季をいかに乗りきるかも重要な課題となる。ギニア(湿潤)サヴァナ帯に位置するナイジャ州で苗畑づくりに手を染めることになった当初、後者の問題について熱帯造林の専門家に問い合わせたことがある。答えは水をやればよろしい、であった。しかし資金や土地、技術者の存在が前提となっている日本のODA

はいざしらず、農民に乏しい生活用水を樹木に割けと説いても到底納得してもらえない。その樹木が金になるのは数十年後となるとなおさらである。

一步譲って、苗木に仕立てるまではプロジェクト側の負担として、農民に対する苗木の配布を出発点にしてみよう。ここでは、上から与えられた苗木は果たして既存の環境の中で根づくのか、またそれを足がかりとして次にはどのような展開が期待できるのかが検討されなければならない。

農村領域における樹木作物の戦略的配置を考えるには、当該社会の土地所有制度と土地利用システムに関する基礎知識が不可欠である。私たちの調査地では地主制と割替制が問題点としてあげられる。以下、この2点を簡単に考察してみたい。

1. 地主制

ナイジャ(ニジェール)川とベヌエ川の合流点からカドゥナ川にかけての地域は、先住のヌベ人が19世紀半ばに遊牧民フラニ(フルベ)に征服されるという特異な歴史的背景を有している(Nadel, 1942)。フラニは、ヌベ奴隷や追隨者を征服した土地に入植させ、自らは生産に従事せず、城壁をめぐらせたビダで都市生活を営んできた。

入植者の直系子孫であるヌベの在村地主は、フラニ不在地主から土地の管理を任されているにすぎず、その土地がさらに集落共同体の構成員に分配されている。収穫物の一部は在村地主を通じて不在地主へと届けられるが、これは単なる地主小作関係だけではなく、社会秩序を表す貢納としてなされている。したがって植林に限らず、こうした既存の社会システムに改変をもたらすようなプロジェクトを導入する際には、直接関係する農民だけではなく、その上にあつて社会的支配層をなす不在地主をどう位置づけるかも考慮しなければならない。

2. 割替制

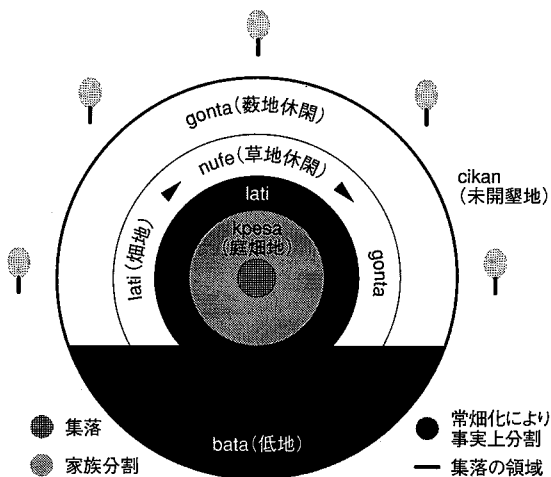
ヌベ農村における土地利用は、まず低地と畑地

に分かれ、樹木とのかかわりの大きい後における農法は、耕作と休閑のサイクルを基本としている。両者の配分は、集落からの距離と人口密度に規定され、人口集中のすすんだ集落では休閑期間が短縮し、常畑化が進行している。

図2は農村領域における土地利用を模式化したものであるが、ここへ樹木作物を導入しようとすると、割替制という障壁に直面する。すなわち集落の構成員は、自ら耕作している限りは土地に対する排他的権利が認められるが、いったん耕作を放棄するとその土地は在村地主の管理するところとなり、新たな希望者が現われるとそちらに耕作権が移転する。農民が樹木を植栽することができるのは自らの耕作地であるが、農耕を放棄した時点で土地に対する権利は消滅し、さらには他者へと移転してしまう。ところが作物は植えた者に帰属する。その結果、土地に対する権利保有者と樹木に対する権利保有者とが異なるという、物権上の分離が生じることとなる。

塊村をなす集落の周辺や連年耕作の可能な低地に関しては、常畑化を以て個人分割がなされている

図2 ヌペ農村集落における土地利用パターン



るとみなすことができる。したがってそこでは割替制の問題は生じないが、いずれも農業生産力が最も高い区画である。果樹のように換金性の高い作物なら可能性はあるが、緑化を目的とした植林は受け入れられそうにない。

おわりに

かつて集落の領域どうしの間には無主の地が存在し、そこにはチカンとよばれる原生林が広がっていた。しかしビダ周辺は州内でもとりわけ人口が多く、調査地に関する92人/km²という密度は、もはやチカンが消滅しただけではなく長期休閑も成り立たないことを示している。1991年センサスによると、ナイジャ州は国内で最も人口密度が低いとされているが、それでも33人/km²である。そこからは、当分の間開墾を免れそうな土地は、ナイジェリア全体をみてもほとんど残されていないとみることができよう。したがって農村領域に対する樹木の導入については、従来のプロジェクトにみられる皆伐一斉造林ではなく、それぞれの地域の土地制度を知った上で、きめの細かい対策を立てる必要がある。

今回は紙幅の関係上特に触れなかったが、農民にとっての樹木の意味も十分考慮しなければならない。ヌペ農民にとっては、森林とはサルをはじめとする害獣の隠れ家でもある。農作物に害獣を寄せ付けないために、わざわざ残された天然林を伐開するのである。

【参考文献】

廣瀬昌平・若月利之編『西アフリカ・サバンナの生態環境の修復と農村再生』(勸農林統計協会 1997年。
Nadel, S. F., *A Black Byzantium: The Kingdom of Nupe in Nigeria*, London: Oxford University Press, 1942.

(ますだ・みさ/筑波大学農林学系)